

大崎市病院事業シンボルマーク募集要項

1 趣旨

これまで病院事業では、2006年に病院ロゴマークを作成し事業内で運用しておりましたが、大崎市民病院本院が穂波地区に移転し10周年を迎えるにあたり、地域の皆さん、職員又は連携する機関等に対してより親しみやすさを持っていただけるシンボルマークを新たに募集します。

採用されたシンボルマークは、ウェブサイトや広報誌、パンフレットなど、さまざまな広報活動に活用させていただきます。

2 募集期間

令和6年7月10日(水)10:00～9月11日(水)23:59

3 応募資格

個人、グループ、プロ、アマチュア、居住地を問わず、どなたでも応募できます。ただし、グループを構成する方が個人として応募することや同一人が複数のグループに重複して応募することはできません。

4 募集内容

今回は、大崎市病院事業の全施設共通で使用するシンボルマークを募集します。

【病院理念】

市民が安心できる医療の提供

【基本方針】

市民に適切な医療の提供

- ◆ 安心して医療を受けられる環境を整備するとともに、安全で質の高い医療の提供に最大限の努力を払います。

地域に貢献する医療の構築

- ◆ 救急や災害医療等の政策的医療や地域に必要とされる医療を提供するとともに、地域の健全な発展に貢献します。

健全経営の確保

- ◆ 市民に信頼される公正・公平・誠実な対応に努めます。
- ◆ 効率的な病院経営に努め、健全で自立した経営基盤を確立します。
- ◆ 職員に魅力のある職場作りと共に、医療技術の向上を図り、将来を担う優れた医療従事者を育成します。

大崎市病院事業は、宮城県大崎市に所在する宮城県北の医療の中核を担う病院として、本院の他に鳴子温泉分院、岩出山分院、鹿島台分院、田尻診療所、健康管理センターの計6施設で、市民の皆さんが安心できる医療を提供しています。当院の取り組み内容や働くスタッフの様子等に関しては、[大崎市民病院広報誌「つながり」](#)(ウェブサイトへリンクします)でさまざまな情報発信を行っていますので、作品を制作する際の参考としてご覧ください。また、当院の概要等につきましては、ウェブサイトをご確認ください。

5 応募作品に関する事項

(1)サイズ

縦横比を含め、拡大・縮小にも対応できるデザインとしてください。(最小は名刺(縦 1cm×横 1cm 程度)、最大は屋外広告板(縦 180cm×横 180cm 程度)が想定されます。)

(2)デザイン

応募者が独自にデザインしたものかつ未発表作品のもので、模倣や類似がないオリジナル作品に限ります。グラデーションは使用しないでください。また、単色モノクロ加工に対応できるものとしてください。また、AI(人工知能)によって生成されたシンボルマークについては、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性がありますので、AI 生成画像の応募は禁止いたします。

(3)最終デザイン

今回はシンボルマーク(図柄)のみの募集となりますが、最終的には文字(例:大崎市民病院)を組み合わせたロゴマークとして、活用します。参考資料がイメージとなります。

最終デザイン化に際して、シンボルマークのデザインの一部を修正・改変する場合があります。

参考資料:[大崎市病院事業シンボルマークと病院名の配置例](#)

(4)提出形式

電子データ(ファイル形式:JPEG, PNG, PDF のいずれか)でご提出ください。データサイズは、10MB 以内としてください。

(5)作品数

おひとりにつき、何点でも応募可能です。ただし、複数応募の場合は1点ごとに申込ください。

6 応募方法

[大崎市病院事業シンボルマークデザイン応募用紙](#)をダウンロードし、必要事項を記入の上、下記 E メールアドレス宛に提出してください。

また、応募者が未成年の場合は、[未成年者の応募に関する同意書](#)をダウンロードし、必要事項を記入の上、一緒に送付してください。

(応募先)symbolmark@h-osaki.jp

【注意事項】

- ◆ 応募用紙には、製作したシンボルマークの画像データ(ファイル形式:JPEG, PNG, PDF のいずれか)を貼り付けてください。貼り付けられない場合は、メールに添付してください。
- ◆ メールのはじめは、「シンボルマーク応募【応募者の氏名】」としてください。

7 審査

(1)審査方法

一次審査	大崎市病院事業シンボルマーク選考委員会(以下「選考委員会」という。)審査
二次審査	大崎市病院事業全職員及び利用者投票
最終審査・選考	選考委員会審査

(2)審査基準

審査基準は以下の6項目となります。作品を制作する際は、以下の内容を踏まえて作成をお願いいたします。

- ① 大崎市病院事業シンボルマーク募集要項の基準を満たしているか。
- ② 医療をイメージでき、地域の人々に親しみやすいものか。
- ③ 大崎地域の医療を支え、人々の健康を守る表現が出来ているか。
- ④ 大崎市病院事業の連携やコミュニケーションなど、つながりを表現できているか。
- ⑤ オリジナリティ・インパクトがあるデザインであるか。
- ⑥ デザイン性に優れ、さまざまな条件で印刷・使用されることが考慮されたものであるか。

8 結果発表

最終審査後、11月上旬から中旬に当院のウェブサイト等で結果を発表いたします。最優秀賞に選考された方については、事前にご連絡いたします。

また、最優秀賞作品については、シンボルマークデザインのほか、応募者の氏名(グループの場合は、グループ名と構成員全員の氏名)、住所(都道府県のみ)(学生・生徒の方は学校名)、作品のコンセプトを公表します。

9 賞金

最優秀賞(1人)には**5万円**(高校生以下の場合は同額のQUOカード)を贈呈します。

優秀賞(2人)には**1万円**(高校生以下の場合は同額のQUOカード)を贈呈します。

なお、表彰式は、受賞者にもご出席をお願いする場合がございます。

10 権利関係等

- (1) 採用されたシンボルマークに関する権利は大崎市病院事業に帰属するものとします。
- (2) 応募書類、応募作品は返却致しません。

11 最優秀作品に関する事項

- (1) 最優秀作品は、応募者と協議の上、加工または修正を行う場合があります。また、選考委員会の求めに従い、デザインを作成した際のデータファイル(ai形式、svg形式等)を提出していただきます。
- (2) 最優秀作品の公表後において、最優秀作品が既発表作品の模倣や類似をしていること、他作品の著作権を侵害していることが判明し、その旨を選考委員会が認識した場合は、当該選考を取り消し、賞金相当額を返還していただきます。また、第三者から著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。
- (3) 最優秀作品の著作権等の権利は、最優秀作品に選考された旨を応募者(グループの場合は、代表者)に連絡した時点をもって、法人に無償で譲渡していただきます。
- (4) 最優秀作品の応募者は、最優秀作品に選考された旨の連絡を受けた時点で、当該作品に関し著作権者人格権を行使しないことに同意したものとみなされます。
- (5) 最優秀作品以外の応募作品の著作権等については、それぞれの応募者に帰属します。

12 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は応募者負担とします。また、メール送信の事故により、作品が届かなかった場合や何らかの障害でファイルが開けない等の問題が生じた場合、大崎市病院事業は一切の責任を負いません。
- (2) 応募の際に提出された個人情報は、適切に管理し、応募作品の審査・受賞者発表以外の目的で利用することは一切ありません。
- (3) 審査結果に関する問い合わせは、お受けできません。
- (4) 要項に記載のない事項について、取り決める必要が生じた場合、大崎市病院事業の判断により決定いたします。
- (5) 日本語による応募のみ受付します。(Entries in Japanese only.)

13 問い合わせ先

〒989-6183

宮城県大崎市古川穂波三丁目 8-1

大崎市民病院 経営管理部経営企画課 経営戦略係 広報担当

Eメール:symbolmark@h-osaki.jp

※お問い合わせは E メールに限ります。件名は「シンボルマーク募集に関する問合せ」としてください。